

野村不動産ホールディングス株式会社との 「ネイチャー/グリーンローン」の契約締結について

株式会社みずほ銀行（頭取：加藤 勝彦、以下「みずほ銀行」）は、本日、野村不動産ホールディングス株式会社（代表取締役社長：新井 聡、以下「野村不動産HD」）との間で、みずほ銀行として初となるネイチャー/グリーンローン（以下「本ローン」）に関する融資契約を締結しました。

ネイチャーローンとは、「Sustainable Bonds for Nature: A Practitioner's Guide」（※1、以下「ネイチャーボンドガイド」）に準拠し、自然および生物多様性の保護・回復に資する事業の資金を調達するために実行されるローンです。

グリーンローンとは、「グリーンローン原則」（※2）に準拠し、環境問題の解決・緩和に資する事業の資金を調達するために実行されるローンです。

野村不動産HDは、グリーンボンド原則（GBP）2025、ソーシャルボンド原則（SBP）2025、サステナビリティボンド・ガイドライン（SBG）2021、ネイチャーボンドガイド、グリーンローン原則（GLP）2025、ソーシャルローン原則（SLP）2025、グリーンボンドガイドライン（2024年版）、グリーンローンガイドライン（2024年版）及びソーシャルボンドガイドライン（2021年版）に基づき、2026年1月に「サステナビリティファイナンス・フレームワーク」を策定し、第三者機関である株式会社日本格付研究所からセカンドオピニオン（※3）を取得しています。本ローンは、同オピニオンを踏まえたネイチャー/グリーンローン調達です。

野村不動産グループは、「野村不動産グループ生物多様性方針」に基づき、ネイチャーポジティブの実現に向けた具体的な生物多様性保全の取り組みとして「Link NATURE Action」を策定しています。本取り組みに基づき、生物多様性に配慮した緑地空間の整備・維持管理や、省エネルギー性能の高い住宅の普及を推進し、環境負荷の低減と持続可能な都市づくりに取り組んでいます。

また、奥多摩町「つなぐ森」では、「健全な生態系ピラミッドの維持」「重要種の保全」「林業と生物多様性の共生」「生態系サービスの活用」などを推進しています。東京の自然と都市を舞台に、循環型の森づくりや生物多様性の保全、未来を担う人材育成を通じて、持続可能な社会の実現を目指しています。

これらの取り組みは、国際的なグリーンローン原則やサステナビリティ基準に則り、脱炭素社会の実現、生態系の保護、地域の環境価値向上に貢献するものです。今後もサステナビリティ経営を通して、社会課題の解決を伴う企業価値の向上に取り組んでいます。

みずほ銀行は、野村不動産HDの自然および生物多様性の保護・回復や環境負荷低減に向けた取り組みをファイナンス面から支援すべく、野村不動産HDが本フレームワークに基づき実施す

る適格ネイチャー/グリーンプロジェクトのうち、あらかじめ定められた適格クライテリアを満たす「森の保全費用」、「生物多様性に配慮した緑地空間整備及び維持管理に関する支出」等に要した資金のリファイナンスを目的とした当社子会社への投融資資金を対象として、本ローンを組成しました。

〈みずほ〉は、持続可能な社会の実現に向けた取り組み（サステナビリティアクション）を強化しています。環境・社会課題解決に向けた資金の流れを創出するサステナブルファイナンスや金融を超える知見・機能を活用したソリューション提供を通じ、SX（サステナビリティ・トランスフォーメーション）に向けて、お客さまとともに挑戦していきます。

＜案件の概要＞

融 資 先：野村不動産ホールディングス株式会社

契 約 金 額：30億円

契 約 締 結 日：2026年1月28日

実 行 日：2026年1月30日

期 間：10年

資 金 使 途：「森の保全費用」、「生物多様性に配慮した緑地空間整備及び維持管理に関する支出」、「BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）令和6年度基準：（住宅）レベル3以上」に要した資金のリファイナンスを目的とした当社子会社への投融資資金

(※1) : Sustainable Bonds for Nature: A Practitioner's Guide

2022年12月に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）では、2030年までに自然の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」を目指し、昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）が採択され、ネイチャーボンドガイドは、その目標達成に向け、自然および生物多様性の保護・回復を目的とした資金調達を促進するための実務者ガイドとして、2025 年 6 月 27 日に ICMA から発表。

(※2) : グリーンローン原則

Loan Market Association とアジア太平洋地域業界団体Asia Pacific Loan Market Association が2018 年3 月に策定した環境分野に用途を限定する融資の国際ガイドライン。2018 年12 月にはThe Loan Syndications and Trading Association も参画。

(※3) : 株式会社日本格付研究所による評価レポートをご参照下さい。

<https://www.jcr.co.jp/download/46794889b8040f0c9158e0f88c690f9ce88866ee4bfb47f4f8/25d1471.pdf>

以上